

東京農業経営強靱化事業実施要綱

6産労農振第 2742 号
令和 7 年 4 月 1 日

第 1 趣旨

将来にわたり都市と共存した魅力ある東京農業を展開していくため、社会情勢や自然環境の変化に力強く対応できる強靱な農業経営体を確保・育成していく。

第 2 事業の目的

本事業は、第 1 の趣旨を踏まえ、農業経営体、区市町及び農業協同組合等が実施する農業施設等の整備に要する経費を補助することにより、東京農業を魅力ある産業に育成することを目的とする。

第 3 事業の内容

(1) 都市農業振興特別対策事業

国の交付金事業を活用し、産地競争力の強化に資する規模の大きい生産施設や農産物加工・集出荷貯蔵施設等の基幹施設の導入支援を行う。

(2) 都市農業振興施設整備事業

農業経営体による経営の強靱化、新規就農者による営農定着並びに区市町及び農業者団体等による地域農業の活性化等を図る施設機械等の導入支援を行う。

第 4 事業実施地域

本事業の実施地域は、都内の「都市的地域」（振興山村（奥多摩町及び檜原村の全域）、特定農山村地域（あきる野市の戸倉地区及び小宮地区）及び島しょ地域を除く地域）及び都内から通作することが可能な都外の地域を範囲とする。

第 5 他の施策等との連携

本事業の実施に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 6 条に定める構想をいう。）等の農業振興等に関する区市町の総合的な計画に則するほか、地球温暖化防止や働き方施策等との連携に努めるものとする。

第 6 推進支援体制

1 都の推進指導體制

都は、本事業を関連施策との連携に配慮しながら、地域の実情に応じて円滑かつ適正に推進するために、別に定めるところにより、関係機関による「東京農業経営強靱化事業推進協議会」を設置し、区市町、事業実施主体等に対する推進指導體制を整備するものとする。また、事業の事前の内容精査と事後の評価を行い、適切に事業が執行できるように努

めるものとする。

2 区市町の推進指導体制

区市町は、行政機関や農業団体等による推進指導体制を整備し、実施計画の策定及び本事業の円滑な推進を図るための推進指導に当たるものとする。

第7 助成措置等

- 1 都は、予算の範囲内において、本事業の実施のために必要な経費を別に定めるところにより、区市町を補助事業者として補助金を交付するものとする。
- 2 区市町は、都から交付を受けた補助金を事業実施主体に対して交付する場合には、上乗せ助成措置を講ずるよう努めるものとする。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、都市農業経営力強化事業実施要綱（令和3年4月1日付2産労農振第3012号。以下、「旧実施要綱」という。）は、令和7年3月31日に廃止する。
- 3 この要綱の施行前に、旧実施要綱に基づいて行われた行為は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。